

# 筑紫野市美しが丘南公民館規則

## 第一章 総 則

### 【名称】

第1条 本公民館は、美しが丘南公民館（以下「公民館」という。）と称する。

住所：筑紫野市美しが丘南3-501-64

### 【目的】

第2条 本公民館は、美しが丘南区に居住する住民のために教育、文化、福利厚生及び住民相互の親睦の各種事業を行い、住民の教育向上、健康増進、生活文化の振興、社会福祉増進に寄与することを目的とする。

### 【公民館活動】

第3条 本公民館は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 講習会、講演会、実習会、展示会等の開催
- 2 図書、記録、資料等を備え、その利用に供すること
- 3 保健体育の充実振興に関する活動
- 4 環境美化向上に関する活動
- 5 青少年の健全育成に関する活動
- 6 地域住民の福利厚生、融和及び親睦に関する活動
- 7 公民館運営の推進及び利用者への助成指導
- 8 平等の原則に伴う人権意識の高揚と普及の徹底化
- 9 公民館だより発行による地域住民への情報提供
- 10 その他、目的を達するために必要な活動

### 【運営委員会】

第4条 削除

### 【役員】

第5条 本公民館に次の役員をおく。

- |      |    |
|------|----|
| 1 館長 | 1名 |
| 2 削除 |    |
| 3 主事 | 1名 |
| 4 削除 |    |
| 5 削除 |    |

### 【役員の選任及び任期】

第6条 役員の選任は次の通りとし、自治会員の中から選出する。

- 1 館長の選任及び任期は、自治会会則の定めによる。
- 2 主事は業務内容、勤務、手当等を明確にして公募し館長が決定し委嘱する。  
任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 削除
- 4 削除

### 【運営委員の選任及び任期】

第7条 削除

### 【役員の任務】

第8条 役員の任務を次の通り定める。

- 1 館長は、公民館の運営を統括する。
- 2 主事の業務内容を別途「細則2」に定める。

また、館長の意図を受けて本業務にあたる。

3 削除

4 削除

【公民館利用規定】

第9条 公民館の利用及び管理については、別途「公民館利用規定」に定める。

【公民館運営費】

第10条 公民館の運営管理に要する費用は、美しが丘南自治会の予算をもってこれに充てる。

【役員手当】

第11条 役員の手当は自治会定期総会承認のうえ、「細則1」に定める。

【会計】

第12条 削除

【決算報告】

第13条 削除

【規則の改廃】

第14条 本規則は、自治会定期総会の承認を受けて改廃することができる。

【定めなき事項】

第15条 本規則に定めない事項は、自治会役員会にて協議し、館長が決定する。

## 附 則

1 本規則は、定期総会(書面表決)承認後令和5年4月1日に遡って施行する。

(1) 本規則は、平成7年4月1日一部改訂

(2) 本規則は、平成10年8月9日一部改訂  
第5条、第6条、第8条、第13条

(3) 本規則は、平成13年5月13日一部改訂  
第5条、第6条、第8条、第11条及び細則1

(4) 本規則は、平成14年5月12日一部改訂  
第5条及び細則1

(5) 本規則は、平成17年4月29日一部改訂  
第5条、第6条

(6) 本規則は、平成23年4月29日一部改訂  
第1条、第2条、第5条及び細則1

(7) 本規則は、平成24年4月22日一部改訂  
第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条及び細則2

(8) 本規則は、平成25年4月21日一部改訂  
第6条、第15条及び細則1

(9) 本規則は、平成27年4月25日一部改訂  
細則1

(10) 本規則は、令和2年5月26日一部改訂  
第6条

(11) 本規則は、令和4年5月14日一部改訂  
細則1

(12) 本規則は、令和5年5月13日一部改訂  
細則1

## 細 則

### 細則 1 役員手当

- 1 館長 150,000円／年  
(但し、自治会役員が、館長を兼務する場合は、  
100,000円／年)
- 2 主事 20日／月 × 2.5 時間／日 × A円 円／月  
(A=直近の福岡県の最低賃金)  
※令和6年度は A=940円で 47,000円／月
- 3 削除

### 細則 2 主事の服務

- 1 業務内容
  - (1) 公民館の企画運営及び事務等
  - (2) 公民館利用者の微調整
- 2 勤務時間
  - (1) 平日勤務を原則とする。  
特に定めない。  
但し、イベント等で上記以外の勤務をすることがある。
  - (2) 土曜日・日曜日・祝日・盆の4日間、年末年始の7日間及び12日間の年休は休日とする。  
但し、イベント等で休日に勤務する場合は代休を付与する。